足利市社会福祉協議会ニュースポーツ器具貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人足利市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は障がい者と健常者とのきっかけづくりを目的とし、障がい者と健常者が気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るため、ニュースポーツ器具(以下「器具」という。)の貸出を実施することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 貸出器具は別表1のとおりとする。

(対象者)

- 第3条 器具の貸出対象者は次の号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 足利市内に所在する障がい者団体
 - (2) 足利市内のふれあい・いきいきサロン
 - (3) 足利市地区社会福祉協議会
 - (4) その他市社協会長(以下「会長」)という。)が必要と認めた者

(申請)

- 第4条 借用申請を行う者(以下「申請者」という。)は、事前に市社協に来所または電話で借用の可否を問い合わせ、借用が可能である時は、ニュースポーツ器具借用申請書(様式第1号)を記入のうえ、会長へ提出しなければならない。
- 2 申請は、使用日の2か月前から使用日の7日前までとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は原則として5日間を限度とする。会長が特別の事情があると認めた場合にはこの限りでない。

(搬送)

第6条 第5条により決定した器具の搬送(搬入・搬出)については、原則として申請者 等がこれを行う。

(返却)

- 第7条 申請者は、器具の返却時にニュースポーツ器具使用報告書(様式第2条)を提出 しなくてはならない。
- 2 器具は大切に使用することとし、返却時には器具を清掃、点検し、確認するものとする。
- 3 器具の返却の際は、市社協と申請者または破損滅失に対応できる責任者のいずれかの 者が立ち会うこととする。

(申請者の留意事項)

第8条 申請者は、借受期間中器具を目的以外で使用することなく、善良な管理に務めなければならない。

- 2 申請者は、器具を目的以外に使用し、または第三者に転貸してはならない。
- 3 器具を破損、滅失した場合には市社協は実費を求めることができる。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。